

常滑市応援大使設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の魅力を広く国内外に発信し、市の認知度の向上、ひいては交流人口の拡大、産業振興等市の発展につながる取組を推進するため、常滑市応援大使（以下「大使」という。）を委嘱することに関し、必要な事項を定める。

(活動)

第2条 大使は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市の魅力を広く国内外に紹介し、市のイメージアップを図る活動
- (2) 市の観光、産業、文化等の振興に資する活動
- (3) その他市長が地域振興に関し必要と認める活動

(委嘱)

第3条 大使は、次の各号のいずれかに該当する者であって、市の発展につながる取組が期待できると認めるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市にゆかりのある者
- (2) 観光、産業、文化振興等の分野において国内外で活躍している者
- (3) 市に愛着を持ち、大使として積極的な活動を期待できる者

(任期)

第4条 大使の任期は、委嘱した日から最長1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 市長は、大使が次の各号のいずれかに該当する場合は、任期中であっても解嘱することができる。

- (1) 大使から辞退の申出があった場合
- (2) 第2条の活動を行うことができなくなると認められる場合
- (3) 公序良俗に反し、又は大使としてふさわしくない非行があった場合
- (4) 大使の所在が不明となった場合
- (5) その他市長が大使として適当でないと認めた場合

(報酬等)

第5条 大使に対する報酬は、支給しない。ただし、市長が必要と認めた場合は、旅費その他実費を支給することができる。

2 市長は、大使が第2条の活動を行うにあたり、次に掲げるものを提供することができる。

- (1) 名刺
- (2) 市に関する情報誌、観光パンフレット等
- (3) 市の特産品
- (4) その他大使の活動に関し市長が必要と認めるもの
(庶務)

第6条 大使に関する庶務は、経済部魅力創造室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月22日から施行する。